

新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度について

1、 現行の制度との主な違い

項目		現行制度	新制度（平成 27 年 1 月 1 日～）
対象疾患数		514	約 700 （現行制度の対象疾患を整理・細分化したうえで、新たに 107 疾患を追加）
自己負担額	負担割合	3 割（就学前児童は 2 割）	2 割（生活保護受給者は無料）
	月額	0～11, 500 円	0～15, 000 円
	設定方法	生計中心者の所得税額により、階層区分（8 区分）を決定し、入院分と通院分それぞれ区別して上限額を設定	健康保険の被保険者（世帯単位）の市民税（所得割）課税額により、階層区分（6 区分）を決定し、入院分と通院分の区別をせずに上限額を設定
	重症患者の場合	自己負担なし	自己負担あり（ただし、自己負担上限額の軽減措置あり）
	薬局・訪問看護ステーションでの費用	自己負担なし	自己負担あり
	入院時の食費	自己負担なし	1/2 の額を自己負担
	その他	—	既受給者は 3 年間の経過措置

2、 指定医療機関制度について

新制度では、所在地を管轄する都道府県知事、指定都市市長、中核市市長の指定を受けた医療機関など（指定医療機関）が行う医療に限り、小児慢性特定疾病患者の方が助成を受けることができます。沖縄県（那覇市を除く）に所在地がある医療機関などが指定を受けるには、沖縄県への申請手続きが必要になります。

※指定医療機関の要件と責務

・要件

1.以下の医療機関等であることが必要です。

保険医療機関

保険薬局

健康保険法に規定する指定訪問看護事業者

2. 児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項で定める欠格事項に該当していないことが必要です。

・ 責務等

1. 指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例によるほか、指定医療機関は、小児慢性特定疾病医療費助成に関し、良質かつ適切な医療を行わなければならない。

2. 指定医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例による。

3. 指定医療機関は、小児慢性特定疾病医療費助成に係る医療の実施に関し、沖縄県知事の指導を受けなければならない。

3、 指定医制度について

平成 27 年 1 月 1 日から、改正児童福祉法に基づく指定を受けた医師（以下「指定医」といいます。）のみが、小児慢性特定疾病児童等の医療費助成に係る支給認定申請に必要な医療意見書を作成できることとなります。（現行の小児慢性特定疾患研究事業における既認定者が年内に新制度の支給認定申請を行う場合には、指定医以外の医師が作成した医療意見書の提出も認められます。）

沖縄県内（那覇市を除く）の医療機関に主として勤務する医師につきましては、沖縄県知事に対して、申請の手続きを行う必要があります。現在、小児慢性特定疾病患者に関する医療意見書を作成している医師につきましては、引き続き継続した治療が行えますよう、お早めに申請の手続きをお願いします。

※指定医の役割・要件・責務

・ 指定医の役割

1. 医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（医療意見書）を作成すること

2. 患者データ（医療意見書）を登録管理システムに登録すること

※詳細については、厚生労働省で検討中です。

・ 指定医の要件について

以下の 1、2 の要件を満たし、3 又は 4 のいずれかの要件を満たす方が対象となります。

- 1.診断又は治療に 5 年以上（臨床研修期間含む）従事した経験を有すること
- 2.診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること
- 3.学会が認定する専門医の資格を有する者（厚生労働大臣が定める学会が認定する専門医の資格）
- 4.小児慢性特定疾病の診断及び治療に従事した経験があり、平成 29 年 3 月 31 日までに都道府県、指定都市及び中核市が行う研修を受講する意思がある者（経過的特例措置）

※なお、沖縄県が行う研修につきましては、研修内容等について、厚生労働省にて検討中です。研修内容等が決定しましたら、ホームページ等にて御案内します。

・指定医の責務

- 1.小児慢性特定疾病指定医（専門医の資格を有する指定医を除く。）は 5 年ごとに研修を受ける必要があります。
- 2.新制度移行に伴い、今回、指定を受けた指定医（専門医の資格を有する指定医を除く。）は、平成 29 年 3 月 31 日までに研修を受講する必要があります。